

福岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和5年3月29日

福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

本計画は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づき県及び市町村が共同で策定し、「福岡県農林水産振興基本計画」（令和4年（2022年）3月策定、以下「振興基本計画」という。）（別紙1）及び市町村において策定された農林水産業に関する振興計画等を踏まえた環境負荷低減に関する実施計画である。同条第2項各号で定められた項目については、次のとおりとする。

1 計画策定の背景

本県では、令和4年3月に策定した振興基本計画において、「持続可能な農林水産業に向けたワンヘルス^{*}の推進」を掲げ、環境に配慮した農業を推進している。

また、令和4年9月から、ワンヘルスの理念に沿って生産・販売される農林水産物等を認証する「福岡県ワンヘルス認証制度」を創設し、ワンヘルスの実践が、次世代の食と農につながることを理解を進め、県民に認証ロゴマークの付いた認証農林水産物を選んでもらうことで、地産地消につなげていく取組を開始したところである。

一方、近年、気候変動や生物多様性の危機など、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、これらに対処し、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定された。また、令和4年7月には同戦略の実現を目指す法制度として、みどりの食料システム法が施行され、同年9月に同法に基づく国の基本方針の公表に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところである。

こうした背景を踏まえ、みどりの食料システム法第16条第1項に規定する計画を策定するものである。

※ 人と動物の健康と、環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのもので、これらの健全な状態を一体的に守っていくという考え方。

2 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標（第1号関係）
振興基本計画を踏まえ、環境負荷低減に関する指標を、本計画の目標として設定。

目標指標	基準（令和3年）	目標（令和8年）
ワンヘルスの実践に取り組む経営体数*	—	6,000 経営体

※ワンヘルスの理念に沿った生態系の保全、温暖化の防止や環境負荷の低減等の取組のうち、2つ以上の事項を実践して、環境に配慮した農林水産業に取り組む経営体数

3 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項（第2号関係）

(1) 土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動

化学肥料と化学合成農薬の削減による環境負荷低減事業活動は、堆肥や有機質資材等の適正使用による「土づくり」を基本として、土壌中の微量成分、有用微生物、天敵生物等の栽培環境の充実や、腐植・肥効のバランスを整えることなどにより、植物が本来持つ生育能力や病害虫に対する抵抗性を発揮させ、化学肥料や化学合成農薬の削減を進める。

これと併せて、化学肥料については、堆肥やバイオ液肥、堆肥化した廃菌床などの有機質肥料の利用、土壌診断による過剰施肥の防止や局所施肥技術の導入等、化学合成農薬については、I P M(総合防除) に利用する多様な防除方法として、抵抗性品種等による耕種的防除、天敵や性フェロモン製剤等を用いた生物的防除、防虫ネットや熱消毒等による物理的防除を活用し、慣行と比較して概ね5割低減に向けた取組を段階的に推進する。

また、有機農業については、化学肥料や化学合成農薬を使用しない栽培方法により生産するものとする。市町村主体のモデル産地づくりに向けては、有機農業生産方式の導入支援や需要喚起により、生産組織の育成を進める。

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

省エネ施設・機械の導入、廃熱、バイオマス等の自然エネルギーや環境制御システムの活用等、収益性を確保しながら温室効果ガスの排出量の削減に資する取組を以下のとおり分野ごとに推進する。

① 施設園芸農業における取組

環境負荷を低減し持続可能な施設園芸に転換するため、化石燃料の使用量の削減に向け、熱交換システムを利用した暖房やハウスの環境をリアルタイムで把握するセンサーによって効率的に管理する環境制御システム等を活用した化石燃料のみに依存しないハイブリッド型園芸施設の導入を推進する。

② 水田農業における取組

農業機械からの温室効果ガスの排出削減に向け、燃油使用量を低減する自動操舵システムや部分浅耕一工程播種等の栽培技術の導入、実用化されている畔の電動草刈機などの小型農機の普及を推進する。

また、水稻の収量に影響しない範囲での水田の中干期間の延長等によるメタンガスの発生抑制の取組も推進する。

カントリーエレベーターから排出されるもみ殻の焼却灰を肥料利用するとともに燃焼熱をエネルギー利用することで電力量の削減を進める。

③ 畜産業における取組

家畜排せつ物の堆肥化処理の過程で発生するメタン等、家畜の飼養管理に伴う温室効果ガスの発生抑制に向けては、強制好気発酵による堆肥の高品質化に必要な施設の整備や牛の反芻に伴うメタン発生量の抑制につながる飼料等の利用を推進する。

④ 林業における取組

林業機械の省エネルギー化、電動化、バイオ燃料への切り替えを推進する。

⑤ 水産業における取組

漁船の低燃費航行や船底清掃、集魚灯のLED化を進める。

(3) その他の環境負荷低減事業活動

① 水耕栽培における化学肥料、化学合成農薬の使用削減

化学肥料については、pH・ECコントローラーによる自動培養液管理や有機質肥料活用型養液栽培技術の導入等、化学合成農薬については、I PM(総合防除)に利用する多様な防除方法を活用して、それぞれの削減を推進する。

② 土壌改良資材投入による炭素の貯留

地域での資源循環と温室効果ガスの削減に向け、カントリーエレベーターや果樹園から排出されるもみ殻や果樹剪定枝等を炭化させた資材の利用により、農地での炭素貯留を推進する。

③ プラスチック資材の排出・流出の抑制及び使用量の削減

農業用プラスチックによる環境負荷低減に向け、環境中で分解される生分解性マルチの利用、ビニールハウスで長期間使用可能な展張フィルムの利用等を推進する。

また、被覆肥料由来のプラスチックの被膜殻をほ場から海洋に流出させない排水口ネットの設置、被覆崩壊性を高めた緩効性肥料の導入等の取組や、排出を削減するための非プラスチック性の緩効性肥料の活用等を推進する。

- ④ 化学肥料と化学合成農薬削減と併せた生物多様性の保全の技術の導入
化学肥料と化学合成農薬を削減する技術（※）と併せて、I P M(総合防除)等の生物多様性の保全に資する取組を推進する。

※ 参考資料「環境負荷低減事業活動の対策と関連技術一覧」を参照

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容等（第4号関係）

「みどりの食料システム戦略」2050年目標の達成に向けて環境負荷低減の取組を進めていく上では、現在、実用化された技術や機械の利用だけでは、労働環境や生産環境面のリスクによる労働負担や減収が生じうるものである。

このため、今後、実用化が期待される環境負荷低減に資する技術やシステムなど先端技術の研究開発や実証等を行う「基盤確立事業」その他の関連事業の内容について定める。

（1）県独自品種の開発・普及を加速

- ①気候変動や消費者・実需者ニーズに対応した新品種の開発を加速
- ②現地実証の拡大により、新品種の普及を迅速化

（2）新技術の開発・普及

- ①生産現場と連携し、高品質化・低コスト化技術を開発・実証
- ②森林情報のデジタル化やスマート技術の導入により、林業生産の効率化を推進
- ③ICTを活用した海況情報の提供により、漁業生産の効率化を推進

（3）国が開発した技術の推進

国及び他都道府県等が開発・実証した環境負荷低減に係る技術を積極的に情報収集及び推進する。

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項（第5号関係）

環境負荷低減事業活動については、本県が推進するワンヘルスの実践を通じて事業活動に取り組み、これが継続するよう、生産された農林水産物の消費を促進するため、以下のとおり推進する。

- （1）ワンヘルス認証農林水産物の認証制度を積極的に周知し、その取得を推進する。

- （2）ワンヘルス認証を取得した農林水産物に認証ロゴマークを貼付し、PR活動等の販売促進を積極的に実施することにより、地産地消につなげる。

- (3) 県内の直売所、県産農林水産物を取り扱うふくおか地産地消応援の店等の飲食店での利用を促進し、販売を通じた情報発信等により、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物に対する消費者の理解促進、購入促進に取り組む。

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項等（第6号関係）

環境負荷低減事業活動の促進について、県と市町村で策定した計画に基づき、県、市町村、生産団体、企業等が連携し、消費者ニーズや現場の実情を踏まえ、推進活動を実施する。

今後、現場の実態を踏まえつつ、県と市町村は連携して、モデル的な取組を創出し、その横展開を図るため、特定区域の設定に努める。

また、施策の推進に当たっては、「みどりの食料システム戦略」の関連予算、税制・金融の特例、その他国の関連施策を有効に活用する。

環境負荷低減事業活動の推進に加えて、以下の取組についても推進する。

- (1) 大気中の二酸化炭素を吸収する森林で、より多くの炭素を固定するために、間伐の推進や、成長に優れたエリートツリー等での再造林に必要な採種穂園やコンテナ苗生産施設の整備や技術研修を推進する。また、中高層木造技術を活用した木造建築物や内装の木質化による木材利用の拡大を進める。
- (2) 海藻類による吸収を促進するために、漁船の低燃費航行や船底清掃、集魚灯のLED化や藻場・干潟ビジョンによる海岸の保全を進める。また、水産業の持続的な発展に向け、漁獲量の回復を目指して種苗放流、水産資源の管理対象魚種の拡大・強化を推進する。

(別紙1) 福岡県農林水産振興基本計画

(参考資料) 環境負荷低減事業活動の対策と関連技術一覧